

別紙

諮問第1320号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都庁生活文化局消費生活部取引指導課が、平成28、29、30年度に、ヨガ教室の表示に関し、景品表示法に基づいて行った指導内容が記載された文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年5月20日付けで行った本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、商品・サービス名、表示・サービス内容及び指摘表示内容が記載された部分の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、商品・サービス名、表示・サービス内容及び指摘表示内容について、公にすることにより、事業者の競争上の地位が損なわれるため、及び今後の指導事務に支障を生じるおそれがあるため、条例7条3号及び6号により非開示としたものであり、条例に基づき適正になされたものであるため妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年9月12日に実施機関から理由説明書を、同年10月25日及び29日に審査請求人から意見書を収受し、令和2年7月17日（第208回第二部会）か

ら同年9月24日（第210回第二部会）まで、3回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 景品表示法に基づく指導について

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、事業者に対し、一般消費者に誤認されるおそれがある表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している（同法4条及び5条）。

景品表示法に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができることと規定されており（同法7条1項）、この規定による権限に属する事務のうち一部は、都道府県が処理する事務とされている（同法33条11項及び同法施行令23条（平成21年政令第218号））。

また、不当表示に対する行政指導については、東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号）において、違反している事項を是正するよう指導及び勧告することができることと規定されている（同条例25条及び48条）。

実施機関では、景品表示法の趣旨に基づき、一般消費者の利益の保護を実現するため、景品表示法違反の事実が認められた場合には措置命令を行い事業者の名称等を公表している。他方で、違反のおそれがあるものの措置命令の必要性までは認められない場合には、事業者の自主的な改善により上記目的を実現するため、指導を行っている。

### イ 本件対象公文書及び本件非開示部分について

別表に掲げる本件対象公文書のうち、「景品表示法事案処理票」（以下「本件対象公文書群1」という。）は、実施機関において景品表示法に基づく調査・指導を行った場合の一般的な処理票である。

「景品表示法事案処理票 平成28年度東京都調査員調査 第1回広告表示調査『スポーツ・健康教室に関する広告調査』」（以下「本件対象公文書群2」という。）は、都民との協同による市場ルールの順守状況調査や市場監視のため生活文化局消費生活部が設置した、消費生活調査員による調査を受け、指導を行った際の処理票である。

「平成28年度第10回（12月分）インターネット広告表示監視事案処理票」（以下「本件対象公文書群3」という。）及び「平成30年度第4回（8月分）インターネット広告表示監視事案処理票」（以下「本件対象公文書群4」という。）は、実施機関において、インターネット上の広告・表示について監視し、景品表示法に違反するおそれのある広告・表示について事業者への調査・指導を行った際の処理票である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書群1から4までの15件の公文書を対象公文書として特定し、指導の対象とした事業者側の対応者の個人名や調査を行った非常勤職員名及び調査員番号を条例7条2号該当により、指導の対象とした事業者の店舗名や商品・サービス名、表示・サービス内容及び指摘表示内容を同条3号及び6号該当により、それぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

#### ウ 本件審査請求における審議事項について

本件審査請求において、審査請求人は、本件対象公文書群3及び4の【調査・指導内容】欄のうち、指摘表示欄の開示を求めるとしていたが、その後提出された反論書及び意見書において、本件対象公文書群1の商品名欄、事件名欄及び【対応】欄、本件対象公文書群2の事件名及び役務名欄、【調査内容】欄並びに【対応】欄並びに本件対象公文書群3及び4の商品・サービス名欄及び【調査・指導内容】欄において記載されている商品・サービス名、表示・サービス内容及び指摘表

示内容（以下、「本件非開示部分」という。）についての開示を求める旨、本件審査請求の趣旨が拡張されていることが確認された。

そこで審査会は、本件対象公文書群1から4までのうち、本件非開示部分の非開示情報該当性について判断する。

## エ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

### (ア) 条例7条3号該当性について

審査請求人は、「違法な広告をした」という情報を秘匿する権利は保護すべき「正当な」利益ではなく、消費者庁や実施機関は、業者名や具体的な広告態様を添えて指導事例を公表していると主張している。

また、審査請求人は、既に開示された部分の記載と合わせて指摘表示やサービス内容を開示しても、それがかなり特殊なサービス内容でない限り、事業者の特定には至らないと主張している。

これについて実施機関は、事業者名を公表しているのは措置命令を行ったときであり、指導等については事業者が特定されないよう表示例を紹介しており、また、本件非開示部分を開示した場合、調査の実施時期やサービス内容等の既に一部開示している部分と合わせることで事業者が特定されると説明している。

審査会が確認したところ、実施機関は、措置命令を行った場合には、事業者の名称や表示内容、命令の概要等について実施機関のホームページ等で公表している一方で、行政指導を行った場合には、事業者が特定されないような形で表示例等を公表している。

また、審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示部分には、指導を行った事業者が表示した表示内容や当該広告表示が表示されていた期間等が記載されている。これらを公にした場合、調査を実施した時期、広告表示を行った媒体、サービスの提供状況といったような、既に開示している情報と合わせることで指導が行われた事業者を特定することが可能となる。

その結果、当該事業者の表示が法令に違反した又は法令に違反するおそれがあったとの認識が世間一般に広がることにより、当該事業者が虚偽の表示で顧

客を誘引しようとする悪徳な事業者であるかのように消費者に捉えられるほか、当該事業者が提供するサービスが、実際よりも有利であると消費者を誤認させなければ選択されないような質の低いサービスであるかのように捉えられるなど、当該事業者やその提供するサービスへの信用が低下し、消費者が当該事業者の提供するサービスの利用を控えることとなり、当該事業者の競争上の地位が損なわれると認められることから、本件非開示部分は、条例7条3号本文に該当し、またその内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 条例7条6号該当性について

審査請求人及び実施機関は、条例7条6号該当性についても言及していることから、6号該当性についても検討する。

審査請求人は、事業者への指導内容を公表すると指導目的が達成できないという実施機関の説明は、消費者庁や実施機関が指導事例を公表しているという事実と矛盾すると主張している。

また、審査請求人は、本件対象公文書群1の【対応】欄、本件対象公文書群2の【調査内容】欄及び【対応】欄並びに本件対象公文書群3及び4の【調査・指導内容】欄について具体的な指導内容を開示しても、そこから何かの基準を推測することは不可能である上、仮に基準が推測できるとしてもそもそも行政指導や処分の基準は、事業者側の予測可能性を高め行政庁の恣意的な処分を防ぐために積極的に公表すべきであると主張している。

これについて実施機関は、事業者名等を公表しているのは措置命令を行った場合であり、指導等については事業者が特定されないよう表示例を紹介しており、また、具体的な指導内容を開示した場合、行政処分に係る判断基準が推測可能となり、今後の指導事務に支障をきたすおそれがあると説明する。

審査会が確認したところ、上記(ア)で述べたとおり、実施機関は、措置命令を行った場合には、事業者の名称や表示内容、命令の概要等について実施機関のホームページ等で公表している一方で、行政指導を行った場合には、事業者が特定されないような形で表示例等を公表している。

また、審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示部分には、指導を行った事業者が表示した表示内容や当該広告表示が表示されていた期間等が記載されている。これらを公にすることにより、上記（ア）で述べたとおり、指導が行われた事業者が特定され、当該事業者の競争上の地位が損なわれることとなる。東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）30条に規定されているとおり、違反のおそれのある表示の改善を求める行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるものであるところ、行政指導の内容が公にされ、当該事業者の競争上の地位が損なわれることとなった場合には、爾後、実施機関が行う行政指導へ協力が得られず、事業者による自主的な改善により一般消費者の利益を保護するという指導目的が達成できなくなり、今後の指導事務に支障をきたすおそれがあると認められる。

さらに、本件対象公文書群1の【対応】欄、本件対象公文書群2の【調査内容】欄及び【対応】欄並びに本件対象公文書群3及び4の【調査・指導内容】欄には、事業者が実際に表示した広告表示の一部や、その広告が表示されていた期間等、当該行政指導を行うに当たって、その広告を不当表示のおそれがあると判断した根拠の一部が記載されている。これらの各欄を開示すると、行政指導の対象になるかどうか、同様の記載内容や表示期間のみにより決定されるといった一方的な理解が事業者によってなされ、その結果、かえって不適切な広告表示が助長されるほか、行政指導の対象になることをおそれて過度に表示を萎縮させ、一般消費者の利益の保護が困難となり、今後の指導事務に支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例7条6号に該当する。

#### （ウ）本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件非開示部分は条例7条3号及び6号のいずれにも該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

対象公文書名	対象公文書 件数	対象公文 書群
景品表示法 事案処理票	2件	1
景品表示法事案処理票 平成28年度東京都調査員調査 第1回広告表示調査「スポーツ・健康教室に関する広告 調査」	2件	2
平成28年度第10回（12月分）インターネット広告表示監 視事案処理票	7件	3
平成30年度第4回（8月分）インターネット広告表示監 視事案処理票	4件	4